

徳島県地方創生推進員（徳島県会計年度任用職員）募集要領

1 応募資格

次の全ての条件を満たす者

- ・ 地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない者
- ・ 現在県外在住の方で、徳島県への移住*・定住を希望しており、採用決定後、一ヶ月以内に徳島県内に住民票を異動出来る者
（ただし知事が認める場合はこの限りではありません。）
（*転勤や進学等に伴う一時的な転入は除きます。）
- ・ 地方創生の推進に理解と意欲があり、誠実に職務を遂行出来る者
- ・ 各業務に必要な資格・経験を有していること

2 身分及び業務内容

地方公務員法第22条の2に規定する会計年度任用職員として、次の事務に従事していただきます。

（業務内容）

別紙「令和4年度徳島県地方創生推進員募集業務一覧」を御覧ください。

※一部業務は、「徳島県版地域おこし協力隊」として募集します。

3 任用期間

任用時から令和5年3月31日まで

※任用後、原則として1月間は条件付採用期間です。

※期間満了後については、勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、再度任用される場合があります。ただし、4回（連続する5会計年度）に限ります。

4 勤務条件等

標準的な勤務条件は次のとおりですが、業務により異なる場合があります。

※詳細は、別紙「令和4年度徳島県地方創生推進員募集業務一覧」を御覧ください。

勤務場所：県の関係機関（万代庁舎、東部各局、各総合県民局など）

所定労働日数及び勤務時間：別紙「令和4年度徳島県地方創生推進員募集業務一覧」に記載のとおり（休憩時間60分）※原則、超過勤務なし。

休日：土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

休暇：年次有給休暇（任用期間、勤務日数に応じて付与）、産前産後休暇、育児時間休暇、生理休暇、子の看護休暇 等

報酬：別紙「令和4年度徳島県地方創生推進員募集業務一覧」に記載のとおり

（現在の規定における令和4年4月1日時点の額であり、改定する場合があります。）

その他手当：期末手当（任用期間6月以上等）、通勤に係る費用弁償等

※いずれも一定条件を満たした場合に支給

社会保険：健康保険、厚生年金保険（一定条件下で勤務した場合、地方職員共済組

合に加入し、健康保険及び厚生年金保険は適用除外となります。）、
雇用保険

災害補償（勤務場所や勤務期間等に応じて、労災保険、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例、地方公務員災害補償基金のいずれかにより補償されます。）

コンプライアンス等：会計年度任用職員は、正規職員と同じく、コンプライアンス基本方針を遵守しなければならないほか、一般職の地方公務員であることから、秘密を守る義務、職務に専念する義務などの地方公務員法の規定が適用されます。

5 選考方法

（１）応募用紙により、移住の意思や応募資格を確認します。

※徳島県版地域おこし協力隊として募集する業務においては、企画提案書の確認を行います。

（２）個別面接等により、業務への適正等を確認します。

6 面接日時・場所

応募者に個別に連絡します。

（面接は、原則として徳島県内で実施します。）

7 応募手続

（１）申込方法

（ア）受付期間

本募集要領の公表日から令和５年３月３１日まで

※受付期限後の申し込みは受付しませんので、十分注意してください。

（イ）提出書類

ア 履歴書（徳島県指定様式。顔写真を添付してください。）

イ 応募用紙

ウ 企画提案書※徳島県版地域おこし協力隊業として募集する業務のみ

（ウ）提出方法

ア メールによる申込み

所定の応募用紙に必要事項を記入のうえ、10の提出先まで、メールで提出してください。

イ 持参による申込み

受付期間中の執務日（月曜日から金曜日）の午前９時から午後５時までに、11の提出先に提出してください。

ウ 郵送による申込み

封筒の表に「徳島県地方創生推進員（徳島県会計年度任用職員）申込」と朱書きし、必ず「書留郵便」により10の提出先に郵送してください。

8 選考結果の通知

面接審査終了後、1週間程度で文章で通知で通知します。

(合格者には電話でも連絡を行います)

9 その他

応募者に係る個人情報については、適切に管理し、本件以外には一切利用しません。

10 提出先(連絡先)

徳島県政策創造部地方創生局とくしまぐらし応援課課移住交流担当

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

電話番号(088)621-2834 ファクシミリ(088)621-2829

電子メール tokushimagurashioenka@pref.tokushima.jp